

第3回成長力底上げ戦略推進円卓会議議事概要

日 時：平成19年7月9日（月）18：00～19：30

場 所：官邸4階大会議室

出席者：太田委員、清成委員、小出委員、小島委員、佐伯委員、桜田委員、高木委員、竹中委員、丹羽委員、樋口委員、山口委員、塩崎内閣官房長官、大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、山本再チャレンジ担当大臣、土屋総務大臣政務官、尾身財務大臣、柳澤厚生労働大臣、赤城農林水産大臣、甘利経済産業大臣、冬柴国土交通大臣、下村内閣官房副長官、的場内閣官房副長官

（塩崎内閣官房長官） ただいまから、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第3回目の会合を始めたいと思います。

本日は大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

「成長力底上げ戦略」につきましては、第1回の円卓会議において皆様方にご了承いただき、そして、第2回の円卓会議においてその推進について議論を深めていただきました。おかげさまで成長力底上げ戦略は「経済財政改革の基本方針2007」、いわゆる骨太方針2007の中に位置づけられ、閣議決定をしたところでございます。

今回は成長力底上げ戦略の重要な柱でございます「中小企業の生産性向上と最低賃金の引上げ」などについて議論をいたしたいと思います。

それでは、樋口議長に議事の進行をお任せいたしたいと思います。

[プレス退室]

（樋口議長） それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、江頭委員は都合により欠席でございます。

本日は、最初に戦略の進捗状況に関しまして説明を受けた後、最低賃金に関する議論に進みたいと存じます。

まず、進捗状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

（山崎内閣府官房審議官） まず、お手元の資料1でございます。先月19日でございますが、経済財政改革の基本方針2007が策定されまして、その中でこの成長力底上げ戦略でございますが、3ページにわたりましてこういう形で決定されました。

それから、資料2でございますが、円卓会議の方で都道府県の地方版の円卓会議が開催され

でございます。おかげさまで都道府県等のご協力をいただきまして全都道府県においてこういう形で円卓会議は開催されている次第でございます。内容に関しましては資料の方につけてございますので、後ほどご参照いただければと思っている次第でございます。

(加藤中小企業庁次長) 中小企業庁でございますが、資料3-1をごらんいただきたいと思います。中小企業の生産性向上の大きな柱となっております下請適正取引につきましてガイドラインを取りまとめておるところでございます。2月に基本構想で下請取引の適正化を推進することが掲げられました。それを踏まえまして、真ん中よりちょっと上でございますけれども、親会社と下請事業者の“win-win”の取引関係を築き上げていくために、真ん中よりちょっと下でございますが、まず主要な7業種、素形材から自動車、広告に至るまでの7業種を選定いたしまして、各業界ごとに親会社、そして系列の下請企業の方々の代表に集まっていたいただきまして作業していただきました。それに経済産業省の担当課、中小企業庁、そして公正取引委員会もオブザーバーになっていただきまして、各業種それぞれの特色あるガイドラインを策定したところでございます。

その中には、ベストプラクティスの事例の提示、下請法で問題になる行為、望ましくない取引慣行と並べてわかりやすく掲げてございまして、それぞれの業種ごとのガイドライン、10ページから50ページにわたる資料をつけておりますが、わかりやすいガイドラインになってございます。

一番下でございますが、相談窓口の設置も既に先週終わっているところでございまして、この夏各業界団体ごとに説明会も開くということになっております。さらに、相談窓口の充実等を図っていくことになっております。詳細な内容は資料3-2にございますが、後ほどご覧いただければと思います。

(樋口議長) それでは、ただいまの説明に加えまして、甘利経済産業大臣から何かございましたらお願いいたします。

(甘利経済産業大臣) 中小企業生産性向上プロジェクトの柱の1つであります下請適正取引の推進について、今の説明でありますけれども、これは官民一体となって検討を進めてきたわけです。その際に、清成委員長の下で、日本自動車工業会の張会長はじめ、各業界を代表する皆様の全面的な協力を得まして、また公正取引委員会にも議論に参加をしてもらいまして、迅速にガイドラインを取りまとめることができました。

元請事業者と下請事業者の関係につきましては、先ほど次長から“win-win”関係という説明がありました。これに象徴されますように、得られた成果を両者で、すなわち元請、下請で

シェアする取組を積み重ねることによって、厳しさを乗り越える運命共同体という関係を構築していくことが重要であります。つまり、得た利益の取り合いをするということではなくて、両方の努力の結果、得られたものをシェアしていく。次はもっと大きな成果をつくるために協力をするという、対立構図というよりは運命共同体でお互いが“win-win”の関係を元請、下請で構築をしていくことが重要だというのが大事な視点であります。

こうした取組を通じまして、両者のモチベーションを上げていかなければ、中長期的に産業界、産業全体としての競争力を上げていくことはできない。つまり、最賃法等の法律は大事でありますけれども、取り締まり型だけでやっていったら、短期間にはいいんでしょうけれども、長期にわたって両者のモチベーションを上げることは難しいのではないかと考えております。

そのような関係構築に向けまして、このガイドラインの周知徹底を図ってまいります。つまり、こういうガイドラインに従ってやっていくといい結果が出ますよ、あるいはいい結果として出たものを他社も参考にする形をつくっていきたいと考えているわけです。でありますから、対象業種の拡大についても検討していくこととしたいと思っております。

それから、我が省だけではなくて、冬柴国土交通大臣におかれましても建設業法遵守ガイドラインを取りまとめていただいたところであります。感謝を申し上げます。以上です。

(樋口議長) それでは、建設業の関係で今ご発言がありましたように、冬柴国土交通大臣からもご発言をお願いしたいと思います。

(冬柴国土交通大臣) 我が国の持続的な発展を維持していくためには、中小企業の生産性を向上させ、現在の景気回復の効果を中小企業にまで波及させていくことが極めて重要であると考えております。国土交通省ではこれまでも建設業の元請、下請間の取引の適正化に取り組んでまいりましたが、今般、6月29日付で建設業法令遵守ガイドラインを策定いたしました。お手元に配布いたしました資料4-2というものがその正本でありまして、資料4-1はその概要版でございます。後で見ただければと思います。

このガイドラインは建設工事の元請負人と下請負人との関係に関してどのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請、下請間の対等な関係の構築と公正で透明な取引の実現を図るために裨益するものでございます。

既に7月2日付で建設業者団体をはじめ各都道府県、各地方整備局等に通知するとともに、今後も引き続き様々な機会をとらえて幅広く建設業者及び建設工事に携わる方々にも周知してまいりたいと思っております。

また、これとは別にトラック運送業におきましても今年度中に同様の下請適正取引等のためのガイドラインを策定する予定であります。これらにより中小企業の生産性向上に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

(樋口議長) ありがとうございます。

本日のメインテーマは最低賃金に関するものでございますが、ただいまのご説明につきまして何もなければ次に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(山崎内閣府官房審議官) お手元の資料5と6が最低賃金に關します資料でございます。まず、資料5でございますが、最低賃金の現状等に関しまして簡潔にご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料5、1ページ目を開けていただきたいと思います。左側のページ、91と書いてございますが、最低賃金制度の制度趣旨が書いてございます。最低賃金とは、国が法的強制力をもって最低の賃金額を定めるものでございまして、対象はパートタイム労働者を含むすべての労働者というものでございます。

最低賃金の種類でございますが、我が国の場合は「審議会方式」、これを中心に置いているというものでございます。

次の92でございますが、現行制度におきましては最低賃金の決定基準としましては労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定するとなっている次第でございます。改定の方針に関しましては、地域別最低賃金は毎年中央最低賃金審議会の方から示されます目安を参考にしながら地域の実情を踏まえまして、地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定されるというものでございます。

次のページを開けていただきたいと思います。93と書かれているものでございます。最近の地域別最低賃金額の、これは全国加重平均でございますが、推移でございます。一番下に18年とございますが、全国都道府県で違うわけでございます。加重平均にいたしますと1時間当たり673円というものでございまして、18年度というのは5円引き上げということで、ここ数年間は1円、3円、5円とこういった数字が引き上げ幅でございます。かつて平成元年等におきましては20円台の引き上げもあったというものでございます。

次の94でございますが、これは現在の18年度の各都道府県別最低賃金の金額でございます。平均は673円でございますが、最高が東京の719円でございます。それに対しまして最低が青森、

岩手、秋田、それから一番最後でございますが沖縄で610円ということで、それぞれ地域によって額が異なるというものでございます。

それから、ずっと飛びまして、101というページを開けていただきたいと思います。先ほど申し上げました地域別最低賃金の改定の流れでございますが、先ほどございましたように中央最賃審議会で審議が行われまして、そこにおけます答申を踏まえ、各都道府県に置かれております地方最低賃金審議会で調査審議が行われ、最終的には決定がされるという形になっているものでございます。

103ページを開けていただきたいと思います。前国会でございますが、最低賃金法の一部を改正する法律案を提出してございます。今回継続審議という扱いになってございますが、その内容としましては、103の1の地域別最低賃金の在り方、この中のポツの2番目でございますが、最低賃金の在り方に関しまして生活保護との整合性も考慮するように決定基準を明確化したということが大きなポイントとなっている次第でございます。

110に移らせていただきます。前回議論の中で高卒初任給との均衡というのを考えるべきではないかということでございました。これは上の方がその高卒初任給の平成18年の状況でございます。全体平均いたしますと時給で換算しますと右の一番上でございますが、914円という数字でございます。この高卒の初任給も相当ばらつきがございます。企業別にも男女別にも相当違うわけでございまして、一番下の分類といいますと、720円ということです。

次の111でございます。これは我が国におけます最低賃金が全体の平均賃金に対してどういう割合かというものをプロットしたものでございます。上の折れ線グラフがこれまでの経緯でございます。ほぼ36から37パーセントをキープしているという形でございまして、現状においては37.2でございます。これが平均賃金に対する割合という形になっている次第でございます。諸外国でどうかということでございますが、2枚開けていただきまして113でございます。上の方に、これは若干先ほどと違う数字を使っているわけでございますが、諸外国の最低賃金の状況と比較いたしますと、日本はこのケースでいきますと36.5%になります。欧州の場合は大体50%から40%という形でございます。

なお、一番右から2つ目にアメリカがございまして、アメリカは低い状況でございますが、3年間にわたってこれを段階的に引き上げるという法案が通ってございまして、現在引き上げつつある状況でございます。

以上が最低賃金に関します現状でございます。

それでは次に、資料6をごらんになっていただきたいと思います。今回の最低賃金の中長期

的な引上げに関しまして、私ども事務局の方で前回の会議等におけます各委員のご意見を踏まえたたたき台的なものを用意させていただきました。この資料6の、1枚開けていただきまして、117、次のページをごらんになっていただきたいと思います。

前回の会議等におきまして出された意見をご紹介させていただいてございます。まず最初でございますのは、基本的には最低賃金というのは労働者の生計費に即した水準とすべきではないかと、こういう意見がございました。その中で特に2でございますが、生活保護水準との逆転現象を解消すべきではないかというご意見がございました。

3でございますが、最低賃金のベースとなるものでございますけれども、最低賃金のスタート時というのが中卒初任給をベースとしていたことを考えますと、むしろ現状においては高卒初任給に準拠すべきではないかというご意見がございました。先ほどの高卒初任給の状況でございますが、そういった初任給の方に準拠した水準とすべきだとこういうご意見でございます。

4でございますが、平均賃金に対する一定の割合という点でも我が国の場合は先進国の中でも低いというのがございまして、それを考えますと、ご意見の中には例えば50%といったような形での引上げを図るべきではないかというご意見があった次第でございます。

一方、5でございますが、この最低賃金の引上げに関しましてはむしろ中小企業の生産性の向上を先行させるべきではないかというご意見が出された次第でございます。

そして次のページでございますが、6でございます。今申し上げました最低賃金と中小企業の生産性向上と、この前後関係と申しまししょうか関係につきましては同時に進める必要があるのではないかとご意見も出された次第でございます。

そこで、こういうご意見を踏まえまして、1ページ目に116のところに戻させていただきますが、私たち事務局の方で整理させていただきましたのが3つでございます。まず、(案の1)でございますが、最低賃金に関しまして「生活保護水準」への引上げを目指す考え方でございます。最低賃金は労働者の生計費を基準とすべきではないか。その点で生活保護水準を上回る水準への引上げを目指すべきではないかという考え方でございます。したがって、これに関しましては一定期間、この期間をどうするかというのも論点でございますが、一定期間をかけて生活保護水準の引上げを行うというものでございます。

なお、この場合生活保護水準に関しましては、その内容という点で生活扶助や住宅扶助がございまして、さらに加えて働いているケースにおいては勤労控除などがございまして、そもそも目指すべき水準をどう考えるかといった論点もあるわけでございます。

参考に、先ほど申し上げました現行の最低賃金額の全国加重平均がございまして、1時間当

たり673円でございます。それに対しまして生活保護水準のうち生活扶助と住宅扶助を合わせたものが1時間あたりに換算しますと698円と、673円に対して25円ほど高いという状況でございます。

(案の2)でございますが、「高卒初任給」への引上げを目指す考え方でございます。一般的に常用雇用として最も賃金が低いといひましょか、スキルのない段階の初任給の水準を考慮したらどうか。その面で高卒初任給の水準の引上げを目指すという考え方でございます。これも一定期間をかけて引上げを行うということになります、参考としては先ほど申し上げましたように、高卒初任給は18年で平均914円でございます。一方、一番下の分類でいきますと720円という形でその間にはばらつきがあるという状況でございます。

さらに(案の3)でございますが、「平均賃金の一定割合」という形の引上げを目指すという考え方でございます。これに関しましては賃金の全体動向を考慮するというので、最低賃金が平均賃金の「一定割合」となるように引上げを目指す考えでございます。これも一定期間をかける必要でございますが、平均賃金は現在1,807円という形になってございますが、仮にこの40%といたしますと723円になります。さらに50%ということにいたしますと904円という形になる状況でございます。

以上でございます。

(樋口議長) それでは、今の説明を踏まえまして各委員からご発言いただきたいと思ひます。どなたからでもどうぞ。

(丹羽委員) 私、前回のときにも申し上げましたが、労働者の生計費を基準にすべきではないかということ。もう1つはやはり生活保護水準を上回るような水準にしていかないと働かない方がいいというようなことになってしまうのではないかということでもあります。

今、事務局から資料6の説明ありましたが、案の1、2、3、平均してみると生活保護を考慮して698円、最も低位の高卒初任給の引上げ、あるいは平均賃金の一定割合というのを勘案すると、大体700円ぐらいというのが見えてくるんですね。例えば最も低位の分類で高卒は720円、それから37~8%というのはやはり低いのではないかということで、インターナショナル、世界のイコール・フットィングを考えると大体、700円というのは39%ぐらいだと思ひますね、そういうことから考えますと、やはりそれぐらいの水準になるのではないかというふうに思ひますね。

それで、今従来の考え方にとらわれると大体5円だという話が出ておりますけれども、中小企業も、これはピンからキリまであるわけでありまして、中小企業と一くりにしても中小企

業の中の二重構造もやはりあるわけでありますから、そういうことを考えますと、やはり5円の時間給の引上げというのはたばこ1箱にもならないわけですよ。これは今の時代には全く合わないわけでありまして。生活保護の問題から言いましても40円引き上げて8時間で320円、たばこ1箱ですね、せめてそれぐらいは引き上げるべきではないかと。そうしますと、今の水準から40円引き上げるとやはり700円近いところへいくのではないかと。あらゆる面から見て資料6の案の1、2、3、あるいは今また申し上げたレベルの考えから言うと、大体そのくらいのところに着地をするというのが私はいいのではないかと。

そうすると、中小企業がやっていけないではないかという批判が当然出るわけでありますけれども、アメリカもそうですけれども、やはりそれは最低賃金と中小企業の支援というのは全く別の切り口で考えていくべき問題だと思えるんですね。さっき申し上げたように、最低限の生活を労働者がやれるのはこの労働者の生計費から見て考えるべきで、それをさせないような中小企業に対してどの程度支援するかというのはやはりこれは別の支援策というものを考えるべきであって、最賃法と中小企業の支援というものをセットで考えるのは間違っているのではないかとこのように思います。中小企業もそれなりの改革が必要でありますし、生き残るためにどうするかというのは大企業も同じでありまして、それがさせないような企業はやはり淘汰されていくというのが本来であります。

したがって、中小企業においても当然のことながらやはり改革の努力というものが私は必要だと思えますし、それをやってもできないという部分であれば、やはり中小企業支援策というものを別途考えていくべきであって、最賃法のレベルと中小企業がやれないから最賃の金額を引き上げないというのは全く論理が私は整合しないというふうに思っております。

したがって、最賃につきましてはそういう考え方で、ぜひ次の国会に向かって引上げを検討していただきたいと思えます。

(樋口議長) ほかにいかがでしょうか。

(柳沢厚生労働大臣) 私はお願いなのでございますけれども、最低賃金につきましては働き方の多様化が進む中で、パート労働者や派遣労働者の生活を下支えするセーフティネットとしての重要性というものが格段に高まっているという認識がございます。そういう認識の下で、格差の固定化を防ぐという観点から、この通常国会に最低賃金法の一部改正を提案させていただいたわけでございます。審議はある程度行われたんですけれども、いろいろな情勢の中で継続審議ということになっているわけで、この点は皆さん方に責任の所掌の大臣としておわびを申し上げたいと思えます。

ここで私が皆様方をお願いしたいことは、この法案の前提になった認識というものは、この法案が成立しなかったからといって毫も変わるものではないということだと私は考えるのでございます。つまり、働き方の多様化が一方で進む中で、いろいろな働き方の中でもやはりセーフティネットとしての最低賃金というものはしっかり守られるべきだ。そのことによって格差の固定化を防ぐべきだ、これが先国会の冒頭でいろいろ論議をされた一番のポイントであったわけでございます。それに対して我々は最賃法の改正というものを出したわけございまして、この事実認識というものは、確かに最賃法は不成立に終わりましたけれども、安倍内閣のこの事実認識というのは全く変わっていないということでございます。

そういう中で、いきなりこの最賃法改正が通ったと同じようにやれとまではなかなか私の立場からお願いできないにしても、やはりその事実認識に立った考え方をとっていただきたいということをお願い申し上げる次第でございます。

(樋口議長) はい、太田委員。山口委員ですか。

(山口委員) すみません。やはり中小零細企業にとって賃金はコストでありますから、支払えるかどうかということが経営にとって非常に大事であります。先ほど丹羽委員の方からお話がありましたけれども、やはりそういう中小企業対策が別個な問題だと言われますけれども、どちらが先かという問題はやはり支払能力が上がってから最低賃金を上げていくということではないと企業は淘汰といいますか、つぶれてしまうわけですね。

前回申し上げましたけれども、資本金1,000万円未満の企業では労働分配率は85%となっております。労働分配率は付加価値に対する労務費の割合で、しかもこれは平均値でありますので、労務費を払うために企業がいかに厳しい環境にあるかということをご理解いただきたいと思います。

それから、生活保護水準との比較については、これは生活保護基準というのをいろいろ分析をして説明をしていただかなくてはよくわかりませんが、働くことのできない人、また他から援助を受けることのできない人の生活の扶助とのことでありまして、これは相当厳しい条件がついています。働いて賃金を得る人は、残業もあるでしょうし、それから零細企業では住宅については従業員を何とかしてやろうなど経営者の配慮もあるでしょうし、勤労の喜びというものもあるでしょう。ですから生活保護との比較というのはもっといろいろな面で検討していただかなくてはならないと思います。

(樋口議長) 太田委員。

(太田委員) 私も最低賃金の引上げそのものは、特に生活保護との関係からいって賛成の立

場をとっています。ただ、先ほど丹羽委員がおっしゃったように、最低賃金と中小企業へのサポートというのは全く切り離すべきだという議論には反対であります。

やはり直接リンクすることは難しいと思いますけれども、政策と政策というのは常に時代の流れの中でうまく連携をとっていく、そういう関係にないと政策全体としてのパフォーマンスというのは上がることになりませんから、そういう意味で私は直接のリンクは難しいかもしれないけれども、先ほど紹介していただいた最低賃金に関する意見の中では6に属する考え方を私はとっております。やはり地方や中小企業、特に零細企業の苦しい状況を十分に踏まえた生産性向上施策、中小企業施策というものを充実していくべきだというふうに思います。

確かに現在や経営基盤の面でのハンディというのは、これはちょっと大げさな言い方をすれば太古の昔から大企業と中小企業の間にあるわけで、その点に関しては従来型の中小企業施策でカバーしていくべきだと思います。しかし、ここ10年、20年の間にあらわれた東京一極集中やグローバリズムの進展の中で中小企業が背負っておりますいろいろな問題というのは、従来型のハンディという言葉だけでは済まされない部分がある。

例えば中小企業白書に紹介された労働分配率の推移というのを見ますと、1990年から2005年にかけて、中小企業というのは10%ポイント労働分配率が上がっているのに対して、大企業は一度上がってはいますけれども、また下がって同じようなレベルになっている。ということは、10%ポイント上げざるを得ない状況で一生懸命中小零細企業の皆さんが、あるいは地方の中小企業の皆さんが努力して賃金を払い続けているということがこの数字でも明らかなのですね。

私は市場の失敗とまでは申しませんが、市場の構造自体がグローバリズムや東京一極集中の中で変化しつつある中であっては、やはり最低賃金の引上げと、中小企業へのサポート、生産性向上対策というものの充実ということとは何らかの形でリンクさせて、同時に並行して進めるべきであるというふうに考えます。

これは中小企業施策の今日のグローバリズムに対応した充実というふうに言い換えてもいいと思うんですけれども、全く切り離すということは、やはり中小企業にとっては酷な話であり、それがひいては中小零細企業切捨てになるというふうに受け取られかねないので、その点については生産性向上施策、中小企業施策の充実と同時に考えていただくように強くお願いを申し上げます。

(樋口議長) 丹羽委員、どうぞ。

(丹羽委員) ちょっとお聞きしたい点があるんですけども、資料5の107ページに、先ほどから最低生活費、生活保護の話が出ておりますけれども、この中でいろいろな扶助がありま

すけれども、勤労控除というのがあるんですが。この生活保護受給者の水準がどれくらいで、勤労控除というのはいかなるような数字になっているのか、ちょっとその辺はございますか。

(樋口議長) 事務局、どうでしょう。

(山崎内閣府官房審議官) 資料で申し上げますとページの109でございますが、勤労控除というものでございます。勤労控除というのは働いている方で生活保護を受けていらっしゃる方のケースでございます。当然働いて勤労収入がございますと生活保護の認定で保護費カットされるわけでございますが、そのままそっくりカットされますと働く意欲がなくなるということで、一定額を控除してございます。つまり、一定額上乘せした水準となっているというものでございます。

この金額というのはいろいろなレベルございますが、ここに書いてございますように、(2)に勤労控除の概要でございますが、月額ベースで申し上げますと、1級地でございますが、3万3,190円と、いわば生活扶助、住宅扶助に加えてこの3万3,000円程度が上乗せになるという形でございます。したがって、時給ベースに直しますと、当然先ほどの生活扶助とか住宅扶助にプラスアルファのものになってくるという形でございます。いわば働いている方の生活保護を受けている方の水準という部分でございます。

(樋口議長) 清成委員。

(清成委員) 先ほどから中小企業一般というよりは零細企業という話が出ております。ただ、事実認識をきちんとすべきではないかと思うんです。零細企業、仮に自営業すなわち個人ですが、非農林の自営業というのは88年には704万あったんですね。それが現時点では500万ちょっと、つまり20年間に200万も減っているわけでありまして、大体10年間で100万減るということで、その減少傾向はなお現在もとまっていけないわけでありまして。

どこが減るかということになりますと、雇用者のいない自営業、それから業種的に見ますと製造業、建設業、それから小売業、こういうところで減っておりまして、サービス業はふえているわけでありまして。したがって、製造業は今非農林自営業全体の10%にしか過ぎない。それで、サービス産業が非常にふえているということでありまして。

これは何を意味するかといいますと、自営業といっても企業的な自営業と、それから生業的な自営業というふうに2つ分けることができるわけですが、雇用者がいてそれなりの経済計算をするという企業的な自営業ですね、この比率がだんだん高まっているわけですね。それで、生業的な自営業がどんどん減少していき、それが製造業とか小売業。そして逆にサービス産業がふえておりますけれども、その中でも雇用者のいる自営業、それから専門サービス業がふえ

ているということでありませぬ。つまり、生産性の低いところが市場で淘汰されているということであって、逆に生産性の比較的高いものが新規参入してどんどんふえているという、こういう傾向にあるわけですね。

したがって、今こういう大きな変化を見た場合、余り零細企業を固定的に考えない方がいいということでありませぬ。したがって、やはり最低賃金のある程度の引上げというのは、これは格差固定を防ぐという点からすれば極めて重要なことでもあるし、そして零細企業でもそれを吸収し得るという企業が比率としてはどんどんふえています。

しかしながら、非常にばらつきが大きいというのがもともとこの零細企業の特徴でありますので、零細企業に全く影響がないということをお願いしているのではなくて、ここはむしろ格差固定を防ぐという点からすれば、最低賃金をある程度引き上げる方を優先すべきであると考えます。そして、中小・零細業の生産性を上げる、なかんずく生業的自営業を企業的自営業の方にもっていく政策を同時に進めるべきだと思ひます。

以上です。

(樋口議長) すみませぬ、順番で、小島委員。

(小島委員) 個々の中小企業の経営については余り詳しく知りませぬが、全体的な問題意識です。第1回目の会合で説明を受けた主要国の最低賃金の比較がありましたね。そうなると円安がもっと進んでいるからもっと差が広がっているのかもしれないませぬが。日本の今の水準というのはどうしてこんなに低いのかなというものが1つの印象です。

それから、今いろいろな方がおっしゃったように、中小企業といってもピンからキリまであって、圧倒的多数の中小企業は新しい技術革新とか経営革新にチャレンジして新しい付加価値を生んでいる、それが実態だと思ひます。

ドイツみたいに最低賃金入れていないという国もありますが、あそこは労働組合が強くてしっかり賃金を下支えしているそういう慣行があるから単純には比べられないと思ひます。

それから、これから、もう1年、2年、3年、目先の問題はともかく、やはり21世紀、新しい日本の経済社会を取り巻く環境が劇的に変わって、単純な循環的な変化ではなくて構造的な変化があるとき、やはり国も企業も個人も生き方を変えなさいいけないというチャレンジがあると思ひます。21世紀をにらんだ経営を考えなくちゃいけないというのは企業の大小に関係なくこれからのチャレンジだと思ひます。

仮に、賃金だけたたいてやる、生き残れる経営というのは本当に限界がある。それは要するにはるかに賃金の低い国々との競争にさらされる、それがまさにグローバル化の実態でありま

すし。冒頭言いましたように、各国水準と比べてもちょっと日本は美しい国のイメージからは遠すぎるんじゃないかという感じがありますし。

最近もっとショッキングなのは、外国人研修制度、これが大変世界の注目をあびまして、強制労働の状態に置かれているというような解説をアメリカ国務省の最近の年次報告が問題視しています。これは別として、日本人の労働者に対しても罰則があるとおり、今の最低賃金すら守っていないという、それで経営が成り立つと、それは社会的に存在意義があるのかどうか。要するに法律違反ですね。そういう形での経営というのはもう中長期的には成り立たない話です。むしろある賃金水準をちゃんとカバーできる経営に、先ほど清成先生おっしゃったように、企業的自営業というふうにおっしゃられましたが、やはり経営努力をある程度社会があるいはマーケットプレッシャーとして促すような発想というものもないと、それは短期の解決にはなるけれども、長期は経営にとってもここで働く人たちにとっても結局マイナスのシナリオじゃないかというような感じがします。

(樋口議長) どうぞ。

(山口委員) 皆様のご発言を聞いていると、中小企業の実態をご存じないのではないかと思います。どの国でも、企業数の99%超は中小企業であり、その中小企業が根幹を支え、雇用を支えて経済は成り立っています。また、従業員にはできるだけ報いてやりたい、優秀な人をいつまでも雇用していきたいというのが中小企業経営者の思いでありますので、その辺をよくおわかりいただきたいと思います。

賃金が払えないような中小零細企業は淘汰されても仕方がないと言われますけれども、とにかく中小企業経営者は一生懸命いい会社にしよう、従業員を幸せにしようと思って努力しています。もしも中小企業が倒産すれば、経営者は家族とともに失業者になって、しかも負債を抱えることになります。だから、何としても生き抜いて、いい会社にしていこう、そのためには従業員を大事にしていこうということを、どの中小企業経営者も考えていますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

(樋口議長) 佐伯委員。

(佐伯委員) 山口委員がおっしゃった意見と私は同意見でございます。中小企業の実態というのは今山口委員がおっしゃったように、99.7%が中小企業です。その中小企業の活力なくして日本の経済の活力はないだろうというふうに思っております。

中小企業の経営者は、賃上げに反対じゃないんです。最低賃金も上げたいのですが、そのためにまず中小企業の生産性すなわち付加価値を上げて利益を確保したいというのが本音でござ

いまして、最低賃金を上げるのを絶対嫌だということ言ってるわけではなくて、上げるような体制にしたいわけです。それが大企業だけじゃなくて、労働者側あるいは経営者側にとっても、“win-win”の関係までいかどうかわかりませんが、それなりの協調関係の中でもともに発展させていかなければならないと思っております。

それから、最低賃金の水準について高卒の初任給云々という話がありますがけれども、この高卒の、これは大卒も同じなんですけれども、賃金というのは初任給は需給関係で決まるんです。非常に忙しくて人手が足りなくなれば自然と上がっていきます。それから、いろいろなモチベーションとか将来の会社の運営とかみんな含めた意味での初任給というようなことで、最低賃金と直接的に結び付けるということは無理だと思っております。

以上です。

(樋口議長) 高木委員。

(高木委員) 過去2回の議論でも、中小企業の生産性を上げようということについてご反対の方はいないんだろうと思うんですね。ただ、先ほど清成先生おっしゃったのがまさに私も労働組合の目から見ておりましたが今の中小企業のまさに実態、実勢かなと思います。

そういう中で、山口さんあるいは佐伯さんご心配なさいますが、本当に今の山口会長がおっしゃったような中小企業論をずっと続けていって本当に日本は本当の意味でのいい中小企業が育っていくのかというそんな思いもしないではありません。

いずれにしても、一方で610円とか610円プラスアルファで、家計補助的に働くというそういう働き方でない人たちがどんどんふえている中で、ワーキングプアだとかいうようなことも出てきております。その辺の人たちの生活をどうして生活できるようにいろいろな仕組みでヘッジしていくのか、そういった議論と両方バランスよく議論していかないとこの問題、ああ言えばこう言うという話になってしまうのではないかなと、そんなふうに感じられてならないわけです。

中小企業の経営者の皆さんの中にもいろいろな方がおられることも承知しておりますし、本当にこんな発想で経営していただいているのかなという批判を申し上げなきゃいかんような経営者にも行き当たります。それから、本当にご苦労なさっていて、そこで働いている者もうちの親父もあれだけ頑張ったんだから親父と一緒に歩こうじゃないかなというふうに感じている、そういうふうにいるケースもあるわけです。これは、どの業界、どのレベルでも同じかもしれませんが。

いずれにしても、今の最賃のレベルは余りにも低すぎる、国際的に見てもそうです

し、現にそれで生活している人たちの生活実態を見てみましても余りにも低すぎる。その最賃を引き上げることにについて中小企業の中にはそういうレベルでさえ払えないところがあるからだめだという論理でこの議論をしたら、日本の最賃いつまでもずっと610円に張りつかせておかなきゃしょうがないということになってしまうのではないかなと思います。そんな思いを感じながら今のご発言聞いておりました。

太田知事もおっしゃいましたが、じゃあどうすればいいんでしょうかと、どんなことをやれば、どんな政策が行われたら中小企業の方々が生産性を上げられ、得心をして最低賃金を上げることに同意をしていただけるのか、そのどんな政策が有効かということの方が逆に大切です。ただ、これはなかなか難しい話だということですので皆さんご苦労なさっているのではないかなというのが私どもの認識でございます。

(樋口議長) 尾身大臣。

(尾身財務大臣) 私も財務大臣としての立場で申し上げているわけではありませんが、低い賃金で働く人がいる。この人たちが仮に最低賃金を上げて、その零細企業がその人たちを働かせ続けられなくなって、要するに廃業するという事になったときに、その最低賃金以下で働いていた人たちが本当にこれ幸せなのかなと。片方で最低賃金しか払えない人がいる、片方で最低賃金以下でも働きたいと思ってそこで働いている人がいる。その人たちを最低賃金の水準を上げることによって政府は一体どういうふうにするのか、それでもいわゆる零細企業が最低賃金の水準まで賃金を上げてやっていけるというふうを考えるのか。あるいはある意味で言うと労働の需給バランスで決まるものが賃金であるとも言えるわけですから、景気がよくなって働き口があって、高い賃金で働けるものなら隣の工場に引っ越してしまうと。そうすれば自動的に最低賃金以下で雇っていた会社はつぶれる。それでも働く人の立場から見れば最低賃金より今までより高い賃金をとっているんだから、全体としてのこの経済の枠組みは変わらない。むしろ優勝劣敗であるということになってくると思うんであります。

人為的に、政策的に最低賃金を上げて罰則をかけたときに、そのじゃあ何%失業率がふえるのか、これは率にももちろんよりますが、そこまで覚悟をして上げるのかですよね。その辺についての考え方というのを整理しないと、外国と比べて低いから上げるというよりも、そこで労働需給のある種バランスがとれているのを人為的に崩すという結果がくる、その結果の雇用の減少というか、働く機会がなくなるということについても考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに私は考えておまして。

これはある意味きれいな事の世界ではない部分がありますから、実態をやはりよく考えて結論

を出していただくのがいいのかなと思っておりますので。質問というような意味も含めて、上げるということによる失業率の増加とか倒産とかそういうことをどのくらい国として覚悟するのかと。それは抽象的な世界では生産性を上げればいいではないかと言いますが、生産性が低くて労働者がほかへいってしまえばそれは当然淘汰されてその企業がつぶれて自然淘汰になりますから、その方が私は経済のメカニズムから言うと妥当なのではないかなと。人為的に罰則をかけて上げることが果たして本当に働く人も含め、働いていただいている経営の人も含め、本当に日本として幸せになるのかなという点がどうも私としてはちょっと疑問というか、そこを考えておかないと格好のよさだけではいけない面があるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、ちょっと感想みたいなものを言わせていただきます。

(高木委員) 今のお話は異議有りだな。

(樋口議長) ちょっとお待ちください。どなたに答えてもらえばいいのかというのはまたあるんですが。これ海外での……

(冬柴国土交通大臣) 同じ意見を少し追加したいと思います。財務大臣の意見と結論は同じなんですけれども。

(樋口議長) では、どうぞ。

(冬柴国土交通大臣) 中小企業の割合がいつも99.7%と言われるんですけれども、日銀統計とかあるいは月例経済報告では、中小企業として捉える水準をものすごく高いところに置いてあるわけです。従業員数100名以下とか、あるいは資本金2,000万以下とか、そんなものは中小企業じゃないんですよ。もっと低い水準で、例えばサービス業では5人以下、あるいは製造業では20人以下というところがマジョリティーじゃないんですか。こういう捉え方をしても全体の大体80%を超えていますよ。そういう企業が本当に払えるような最低賃金でなければ日本は本当におかしいことになるのではないかと思います。

したがって、ダブルスタンダードみたいな点もありますけれども、その最低賃金をぐっと上げて、そして罰則で強制すると、私が今言った規模のところ、つまり日本のマジョリティーが崩れるのではないかというふうに私は思っています。

以上です。

(樋口議長) 先ほどの尾身大臣からのご質問で、最賃を引き上げたときにどれくらい雇用が削減されるのか、企業が倒産するのかというようなご質問だったんですが、これは海外における経験あるいは日本国内における経済学での研究かなり進んでまいりまして、進んできているんですが、ただし結論は必ずしもユニークではない。理論的には、最低賃金を引き上げると雇

用が減り、失業率が上がるというものが多いのですが、実証分析の中には最低賃金を引き上げても、雇用や失業率にほとんど影響がないという結論になっているものが多い。今回アメリカで最賃を上げるに至る過程においては余りその影響はないという意見が強く、むしろ行うべきは生産性の向上を同時に行っていくことなんだと、これによって最賃を上げながらも倒産しないで済むような状況というものをいかにつくっていくかということがまさに重要であるというような分析をしている人もいらっしゃいます。したがって、ちょっと雇用が何%減るかというのは恐らく答えられないことかなというふうに思います。

(丹羽委員) 私はむちゃくちゃ引き上げろという主張は暴論だと思いますね。それから、経営者はみんな悪人だというのも暴論ですね。皆さん中小企業であろうと大企業であろうと経営者が従業員のことを考えて会社の成長のことを考えてやっているのはもう共通したことなんです。引き上げろという方は経営者が会社のことを考えないようにしろということのかと、それも暴論でありまして。実に常識的に考えて、そういう会社というのはそういう経営者をもって、従業員のことも考えていると。

しかしながら、我々が言っているのは、国際的な例えばフランスやドイツの半分じゃないかと、だからこうしろということよりも、生活保護水準よりも働いている人がそれ以下の最低賃金で働かなきゃいけないということはおかしいのではないのかと。せめてそのレベルに行くべきではないか。しかもその生活保護水準で勤労控除というものがあるわけですね。したがって、我々が今考えなきゃいけないことは、最低の生活を生活保護水準以下の生活しか送れないような賃金を払うということを何とか生活保護水準以上のレベルにもっていくべきじゃないのかと。

従来の考え方にとらわれたやり方をしていると零コンマ7%というようなことでずっと続いているわけですね。それで、1日働いてたばこ1箱もふえないのかと。それについて皆さんはどう思われるか。しかもそれが生活保護水準以下だと。という勤労者の立場に立てば、それぐらいの給料を払えるような企業にしなければいけないのではないのかと。

それはあなたは実情を知らないよと言われるかもしれないが、それはちょっと待ってください。中小企業もさっきからおっしゃるように、ピンからキリもあるわけですよ。赤字を出しながら奥様の退職金7,000万円も出したとか、それはそういう経営だってあるわけで、エクストリームの例を挙げればいくらもいいところもあるし悪いところもあるし、払えないところはある、つぶれそうなどころがあるのか。本当にたばこ1箱も従業員に引き上げられないのかということについては、それを実証しろと言われても極めて多様性に富んだ中小企業の形態があるわけですから。

ただ、私が申し上げたいのは、この資料6でまとめていただいて案の1とか案の2とか案の3というのは最低賃金の決め方についての基準をやはり決めておかないと、こうじゃないかあぁじゃないかとエクストリームのことを出してあぁでもないこうでもないと言ったって、高木さんがおっしゃるようにまとまりません、これは。だから、ある程度のレベルを決め方の水準というのを決めるべきだと。そうすると、この案の資料6の1、2、3というのは極めてまっとうな決め方の議論ではないかと思うんですね。

私はそういう意味からいって、ぜひ、これはまずある程度従来の考え方ではなくて、引き上げるという議論を次の国会でやっていただくとして、あと中小企業の支援について本当に中小企業の支援が、甘利さんがご説明になったように、“win-win”の関係で大企業と下請というようなことで大企業がヘルプしながら中小企業の生産性を引き上げていくんだというような方向でものを解決していくべきではないかと思うんですね。

(樋口議長) 官房長官。

(塩崎内閣官房長官) 余り私は発言するつもりはなかったのですが、そもそもこの成長力底上げ戦略をつくったその最初の思いというか、最終的な目標は何かというところにかかわってきた者として、さまざまな委員の先生方あるいは閣僚の皆さんからの今のお話についてちょっと申し上げたいと思います。

日本の経済でも世界の国のどこでも中小企業、零細企業が基本的に地域内でも経済全体でも、数の上で圧倒的に多くて、そこがしっかりしなければいけないということは変わらないと思います。したがって、我々は今回この底上げ戦略をつくる際に3本の矢として、人材を育成をし、一本目に、一人一人の人間が強くなって働くことができるようになること、そしてまた二本目に、福祉で甘んじることなく働くことが基本だろうということ、3本目はやはり中小企業が元気でないといかんと、その戦略を設けようということを掲げました。その中で最低賃金の問題も当然考えなければいけないような実態がもう既に起きてしまっていることから、いわゆる格差というのがよく言われましたが、我々は基本的には成長力を引き上げることによって底上げをして、格差の固定化や拡大の問題を解消していこうという前向きな考え方でやってきたわけでありまして。

今、最低賃金を上げることについてのご意見で、聞きようによっては両極端なお話でしたが、やはり余り極論をしない方がいいと思うんです。つまり上げると倒産するということと言うとやや感情的になりますし、それから、倒産するほど上げるということを考えるとはとても思えませんし。

それから、もう1つは零細企業が多いということは間違いないわけであります。しかし、一方で我々骨太方針の中でも生産性向上の戦略というものを前面に、一番最初のチャプターに打ち出しました。これは日本が人口減少の中で成長を確保しながら社会保障をきちっとまかない、さらに過去の借金を払う力をつけて、子孫につけを回さないというふうにするということで、これもやはりきちっと成長力を高めていって生産性を上げていかななくてはならないだろうということをやっているわけです。

実は我々も改めてびっくりするのは、GDPの4分の3を占めるサービス業、非製造業、恐らくここが中小、零細企業が多いところだと思うんですが、ここの生産性を見ると、アメリカの約7割しかないという現状です。この7割の現状を何とか上げなきゃいけない。これはもうずっと政策課題として言われてきたけれども、メニューは出てくるけれども一向に実現はせず、この低い生産性に甘んじていたら、この人口減少の中で日本経済というのは回っていかないんじゃないかということで、成長力底上げ戦略をやって格差等々の問題に対処する一方で、全般的にはやはり生産性の向上策というのをやっていこうということなのです。そこはリンクしています。

そうすると、アメリカの7割しかない生産性の現状を前提にやっていいのかというと、やはりそれは少し違うのではないのでしょうか。そこで我々はやはり中小企業の実産性の向上と最低賃金を考える際、働くことによって、みんなが喜びを感じるわけですから、最低賃金そのものが先ほどから出てるように生活保護よりも低くていいわけではなく、そこのところは直さなくてはいけない。しかし、それには同時に中小企業の実産性を上げなくてはいけない。

こういうことありますから、我々はやはり今までのままでいくわけにはいかないのではないかと。つまり、今申し上げたような低い生産性である現状をスタティックにそれを所与として政策を考えてはいけないので、これはやはり両方達成していって、明るく日本の経済を変えていくというのが我々の成長力底上げ戦略であり、全般的な生産性向上のプログラムの心意気だと思えます。

そういう意味では、この最低賃金に関する考え方も今までと同じ考え方ではいけないだろうし、中小企業の実産性についても今までと同じ考え方ではいけない。現状を前提にする考え方から決別をして、新たな日本の新しい経済をつくっていこう、新しい成長経済をつくっていこうというのが安倍総理の考え方だと思うので。

そういう意味で、ぜひ、最低賃金を上げると倒産するというような余りオールオアナッシング的な悲観的な考え方ではなくて、もうちょっと発展的に日本を変えていくというダイナミッ

クな発想でもってこの最低賃金も考えていかなきゃいけないのではないかと、このように思います。

(樋口議長) 高木委員。

(高木委員) 今までの議論を振り返ってみますと、今の尾身大臣のお話はちょっと観点が違うように思います。今の尾身大臣のお話の延長線は、社会的な規制を最低賃金などについて加えることの影響をどう考えるんだとか、もっと突き詰めて言えば、最賃法という、最賃制度というのはいらんんじゃないかというところまではおっしゃらないと思いますけれども、延長していくとそういう考えにもつながりかねないお考えだと思います。

その辺の極論はさて置かして。ともかく生計費というファクターで最低賃金というのを見ようじゃないかということについては、前回の議論の1つのコンセンサスではなかったと思いますし。それからやはり底上げしようじゃないかということは最賃の現状は今のままではいけないということについても、その認識をベースにして考えようじゃないかという、この2つは最低限のコンセンサスだったと思っておるわけでございます。

先ほど冬柴大臣がおっしゃったお話も、いわゆるこれは清成先生がおっしゃった生業型のいわゆる家業型というんでしょうか、世の中にはおっしゃられるようなお話がいろいろあると思いますし、その生業型がいいことか悪いことかともかくとしてだんだん減って、いわゆる企業型の、特にサービス産業等ではそういう企業がふえているということだと思います。その生業型のところが減っていることをもちろん無視しようなんていうことは申し上げるつもりありませんが。そういう中でいかにもアメリカとのことだけじゃなくて、日本の普通の国民の生活実感からいって六百何十円というのが最低賃金として本当にふさわしいレベルなのかということを見直そうという議論を我々してきたはずです。中小企業、特に生業型のところがどうだというご議論でこの議論が後ろにいつてしまうことは、我々が今為しとげなければいけないことから遠ざかる話になるのではないかなと思います。そんなふうに感じましたので、あえて時間をいただきました。

(樋口議長) まだ議論もあるかと思いますが、時間の制約もありますので、まだこの後ありますので、そろそろ最低賃金の中長期的手引上げの基本方針、これをどう議論していくかということもございしますが、これについては最低賃金法改正案が継続審議となったこともあり、中長期的な基本方針については今後継続的に議論を行い、年内を目途に取りまとめることにしたいというふうに思いますが、これについてはよろしいでしょうか。

もう1つ論点が残っております。それは19年度の最低賃金の引上げについて、円卓会議とし

でどう考えていくかという点でございます。まず、これに関しまして厚生労働省から、従来どおりの方式でいくならばどのくらいの引上げになるか教えていただけますでしょうか。

(青木厚生労働省労働基準局長) 厚生労働省労働基準局長でございます。従来の最低賃金の引上げにつきましては、中央最低賃金審議会ですら議論をしていただきます。従来から賃金改定状況調査結果、これは企業規模30人未満の企業における賃金の改定状況を調査したものでございますが。これを重要な参考資料として目安額を決定するという考え方を基本といたしております。諸般の事情を総合的に勘案して毎年引上げ額の目安を議論しているということでございます。

本年の賃金改定状況調査結果によれば、賃金上昇率は0.7%でございます。仮にこの率どおり引上げを行うとすれば平均5円程度の引上げとなるということでございます。

(樋口議長) 平均5円というと去年と同じ引上げ額ということですね。

(青木厚生労働省労働基準局長) 去年は、そうですね、実質的には5円でしたので、ほぼ同じということになります。

(樋口議長) この19年度の最低賃金について、恐縮ですが、時間の制約もありますので、短くご発言いたしたいと思いますが。

(丹羽委員) もう私はやはり数字から言えば、従来の考え方にとられることなく、とにかく5円という数字では実質的に引き上げたことにもならないし、たばこ1箱ぐらい引き上げたらどうと。さっき申し上げた案の1、2、3を平均するとやはり700円ぐらいのところに着地をするのではないかというふうに思っております。

(樋口議長) すみません、小出委員から。

(小出委員) 私は、ちょっと戻って恐縮なんですけど、案の1、2、3の中では案の1の場合非常に気になっているのは、生活保護水準をベースにと、ということでは、基本的考え方は、一面では理解するんですが、中賃に出された全国の資料によると、11都道府県が生活保護を下回っている。あとはほとんどで最賃と一緒に。これは平均して表示されるからなんだろうけれども、恐らくこれで議論されると結局上がらないところがいっぱい出てくると。これはちょっと不適切ではないかというふうに思います。

したがって、私どもとしては2から3というふうに言っているんですけども。ただ、もう1つの3の平均賃金というのはOECDが4分の1のところを貧困層というふうに見てますよね、たしか。そういう点から見れば平均の半分というその考え方もここに入れているんだということを前提に議論していただきたい。

それから、この延長線でいくんだったらことはやはり従来の延長線上でと言う話はないだろうと。何らかの形でやはり従来の延長線上の話を抜本的に変えて頂きたい。柳沢厚生労働大臣が本当に頑張ってもらわないといけないというふうに思っております。

(樋口議長) 山口委員。

(山口委員) 先に申しあげた、最低賃金と生活保護費との問題は、実態をよく精査していただきたいと考えます。

例えば、昨年度の有効求人倍率は全国平均で1.06倍ですが、地域によって非常に差がございまして、例えば沖縄県、青森県、高知県は0.5倍を割っています。求人に対して求職者が非常に多いわけですが、そういう地域では雇用を第一の目的に考えなければなりません。このような地域の状況をみると、最低賃金を生活保護費との関係だけで決めていくのはどうかと考えます。

(樋口議長) ほかに。よろしいですか。

それでは、そろそろ締めくくりに入りたいと思います。

今のに関して。

(柳沢厚生労働大臣) 19年度に関してです。今、労基局長からも話しましたとおり、19年度の地域別最賃につきましては、まず中央最低賃金審議会というところで目安を立てていただくわけで、その目安に沿って各県別に置かれております地域別最賃審議会でもって具体的な最低賃金をそれぞれごとに決めていただくと、こういう審議の運びでございます。

実は、例年ですと7月末にこの中央最賃審議会の目安の審議がまとまらなきゃいけないと、こういうタイミングでございまして、非常にスケジュールが切迫をしているということでございます。私といたしまして、お願いはこの先ほど冒頭に発言させていただきましたように、私は最低賃金を取り巻く状況というものがやはり異なってきたと。要するに雇用形態の多様化がある中で、本当にセーフティネットとしての最賃の重要性というのは高まっております、そういう事情の変化というものを踏まえて我々が最賃法の改正を提案したというこの事実がまずあるわけでございます。

したがって、この事実認識というものを適切に踏まえて、我々としてはこの中央最賃審議会の議論も行われるべきだと、こういうように考えているわけでございます。

そういう意味合いで、ちょっと山口さんと非常に意見が異なることは大変恐縮なんですけれども、生活保護水準との逆転を是正するというのは、これは昨年の労政審でもけんけんがくがく3者構成の中でご議論をさせていただいた結果でございますので、これを必ずしもひっくり

返すというような議論をこの底上げ会議で行われるというのは私としては極めて不本意だと言わざるを得ません。これはやはりおやめいただきたいと、このように思います。

いずれにしても本年度の中央最低賃金審議会におきましては労使のトップの皆様方に、今私が申し上げたような最賃法改正の前提となった事実認識、これは安倍内閣の事実認識なんです。これにつきまして格別のご理解ご協力をお願いしたいと、このようにお願いをしたいわけです。

それから加えまして、先ほど来お話がありますように、中小企業の経営面への影響ということも確かにございまして、経済産業大臣は既にこの点についていろいろな施策を打ち出していること、これは大変ありがたいわけでございますけれども、この実効性のある中小企業支援策を展開していただくということをさらに強力に推し進めていただきますことをお願い申し上げたいと、このように思います。そういう背景をもって今年の中央最低賃金審議会の審議に私としては臨みたいと。

これはもう本当に、厚生労働省は今大変いろいろとご批判をいただいているわけで、労基局も前途を考えますと本当に厳しい状況だということと審議の先行きを懸念しておりますが、ぜひとも私が今申し上げた2点についてご理解を賜って、我々そんな無理を申し上げるつもりはありませんから、19年度の目安を打ち立てたいと、このように考えていることを申し上げておきたいと、このように思います。

(桜田委員) すみません、ちょっと時間ないのに。生活保護の関係だとか高卒初任給だとか平均賃金の引上げというこの内容を議論しているということ、これ結論は年内にということになりましたけれども、そういった議論の雰囲気もぜひ中賃の皆さんのところへきちんとおつなぎいただきたいと、このように思います。

(樋口議長) 山口委員の先ほどのお話で、地域の違い、労働需給の違いというようなご指摘がありました。ところが、私も昨年まで中央最賃の公益という形で臨んできまして、ここにおける目安が全国一律の引上げ率で決められてくるというような方法になっているわけでございます。この方法も含めてやはり検討していかないと、額においてはもちろん率が同じであれば差がついてくるんですが、この方法自身も従来のやり方というものの限界にきてるのかなと実はそう思っております、その点も含めてご検討いただけたらというふうに思います。

そろそろ締めくくりに入りたいと存じますが、さまざまな意見がございましたが、僭越ながら、私の方で本日の会議の合意案を用意しましたので、配ってください。

よろしいでしょうか。

第3回成長力底上げ戦略推進円卓会議における合意。

本日、成長力底上げ戦略推進円卓会議の第3回会合が開催され、参加した有識者、産業界、労働界の代表者及び政府関係者は以下の4点について合意した。

1、本会議は、働く人の格差の固定化を防止する観点から、中小企業等の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について、今後継続的に議論を行い、各地域の議論を喚起しながら、年内を目途にとりまとめるものとする。

2、最低賃金法改正案については、上記の趣旨に鑑み、次期国会における速やかな成立が望まれる。

3、政府は、労働生産性の向上に向け、「中小企業生産性向上プロジェクト」の施策の具体的な実施に全力をあげて取り組むべきである。

4、中央最低賃金審議会においては、平成19年度の最低賃金について、これまでの審議を尊重しつつ本円卓会議における議論を踏まえ、従来の考え方の単なる延長線上ではなく、雇用に及ぼす影響や中小零細企業の状況にも留意しながら、パートタイム労働者や派遣労働者を含めた働く人の「賃金の底上げ」を図る趣旨に沿った引上げが図られるよう十分審議されるように要望する。

以上でございます。

よろしいでしょうか。

(山口委員) 第4項について、「これまでの審議を尊重しつつ」という部分を「これまでの審議の経緯を尊重しつつ」としていただきたいと思います。

(樋口議長) いかがでしょうか。

(丹羽委員) どういう違いがあるのでしょうか。

(樋口議長) どういう違いが。

(山口委員) 中央最低賃金審議会において、今までずっと積み上げてきた審議の経緯を尊重していただきたいということです。その後に、「従来の考え方の単なる延長線上ではなく」という文言がありますので、それと合わせて総合的に考えていただきたいと思います。

(丹羽委員) よくわかりませんが私も余り必要ないと思います。

(樋口議長) はい、どうぞ。

(塩崎内閣官房長官) さっき申し上げたように、現状維持か、言ってみれば産業構造の高度化を図るかという選択を、我々は今しようとしていると思うので、今の「経緯」という言葉を

入れることが、この新しい感覚で最低賃金を考えるということの妨げにならないということであればいいのですが、先ほどの青木局長が言った5円引上げに近いようなものでいかなければならないような経緯の尊重だと、少し先ほど来の議論と方向性が合わないのではないかなという感じがするので、皆さんで認識をきちっと一致しておいた方がいいのではないかなというふうに思うのですね。

(樋口議長) 竹中委員。

(竹中委員) 私は今の「経緯」を入れると、後の従来の考え方の単なる延長線上に近づいていってしまうので、むしろ「これまでの審議を尊重しつつも」というふうに入れていただきたい。

(樋口議長) こういう提案ですが、いかがでしょうか。「審議を尊重しつつも」、よろしいですか。「これまでの審議を尊重しつつも」ということで、「経緯」はいらぬ、ということ。

(山口委員) 「も」を加えることには反対です。

(樋口議長) では、「これまでの審議を尊重しつつ」、原案どおりでいかがでしょうか。

(太田委員) 「地方の実情」というのを加えて「雇用に及ぼす影響・中小零細企業の状況や地方の実情にも留意しながら」にさせていただきませんか。別に問題ないと思います。

(樋口議長) これは先ほどからご議論出ましたので、よろしいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(柳沢厚生労働大臣) どこにですか。

(太田委員) 一番最後に入れようということなんですけれども。「延長線上ではなく、雇用に及ぼす影響・中小零細企業の状況や地方の実情にも留意しながら」

(柳沢厚生労働大臣) 地方の実情は、先ほど樋口議長が言われたように、地方の最賃の際に十分留意されるべきものだという取りまとめだったと思います。単に同じ率で一律にはじいちゃうんじゃないくて、地方の実情を地方の最低賃金審議会は大いにもっとめりはりをきかせて決めたらいいじゃないかという取りまとめだったと思いますので、この中賃のところでは私はこの原案でよろしいんじゃないか。

(太田委員) 中央最賃審議会、ということですね。

(大田大臣) そこは延長線上ではなくというところで……

(樋口議長) そうですね、今までですと一律何%ということだったわけですが、そこについてもご検討いただくというのがこの「延長線上ではなく」というところに入っているという解

釈でよろしいかと思いますがよろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、合意については今のようなものとさせていただきます。

もうよろしいですか。ほかになれば、時間もまいりましたので本日の会合はこのあたりにしたいと存じます。

なお、会合後の記者会見については大田大臣にご対応をお願いしたいと思います。

官房長官から一言お願いします。

(塩崎内閣官房長官) 本日の円卓会議では生産性向上と最低賃金の引上げなどについて忌憚のないご意見をちょうだいいたしました。本日のご意見を踏まえつつ、一層の推進に努めてまいりたいと思っております。

とりわけ本日合意をいただきました事項につきましては、激論の末でございますので、特にこれを真摯に受け止め、その実現に全力を挙げてまいりたいと思っております。

今後とも働く人全体の所得・生活水準の引上げと格差の固定化の防止に向けて、引き続きのご支援とご協力を皆様方をお願いを申し上げます。

まことにありがとうございました。

(樋口議長) ありがとうございました。

本日の会合はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

—了—